

令和2年度版

# ぷりえ保育ステーション 利用申込について

問い合わせ：ぷりえ保育ステーション  
(ぷりえ志木本町園)

住所：志木市本町6-27-16 3F

Tel：048-424-2957

## 1 利用施設について

- 送迎元 ぶりえ保育ステーション（ぶりえ志木本町園 3階）  
志木市本町6丁目27-16 3F Tel 048-424-2957
- 送迎先 送迎保育ステーションからおおむね800m以内の保育施設を除いた、市内保育施設  
※上記保育施設以外にも対象とならない保育施設等もあります。
- 利用定員 20名
- 対象年齢 原則3歳児から就学前までの児童  
※一人でバスに乗れる場合は、2歳以下でも可
- 対象者 市内に在住している保育標準時間認定者のうち以下の条件のいずれかに該当する方  
① 自宅から保育施設等までの距離が、1km以上離れている方。  
② 兄弟姉妹が異なる保育施設等に入所している方。

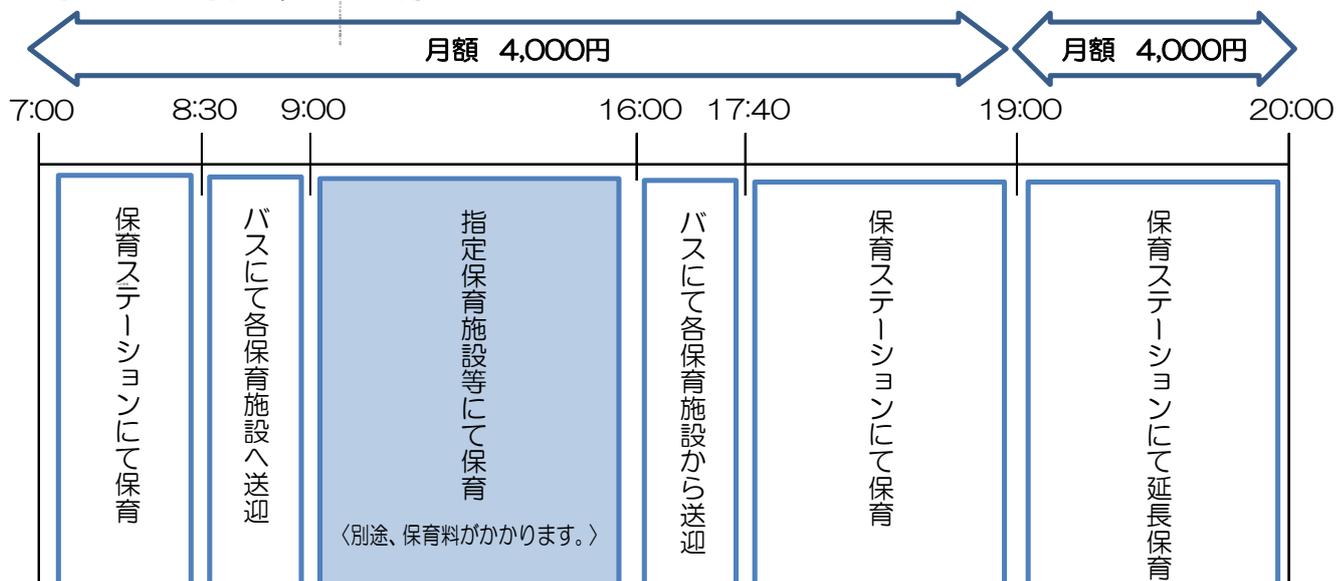
その他、別紙『ぶりえ保育ステーション利用案内』の詳細をご確認の上、お申込下さい。

## 2 利用時間等について

- 実施期間 月曜日から土曜日（祝日、年末年始、保育園閉園日を除く）
- 保育実施時間 送り：7時から8時30分の間の、保育時間として認められた時間  
迎え：17時から20時までの間の、保護者の終業後最も早く迎えに行くことができる時間  
※保育時間…保護者の就労時間等に、通勤時間を加えた時間となります。  
※19時から20時までの間は、延長保育となります。  
（保育料とは別に延長料金が発生します）

## 3 料金について

- 月額利用料 4,000円  
（7時から19時まで）
- 延長保育料 月額 4,000円  
（19時から20時まで） 30分 300円



## 4 申請方法

ぷりえ保育ステーション（ぷりえ志木本町園）へ、受付期間内に「ぷりえ保育ステーション事業利用申込書」及び「勤務時間証明書」をご提出ください。

**申請受付期間**（利用開始希望月の前々月中の営業日にご提出下さい）

利用希望月	申込受付期間日程表
4月	令和2年 2月3日（月）～ 2月28日（金）
5月	令和2年 3月2日（月）～ 3月31日（火）
6月	令和2年 4月1日（水）～ 4月30日（木）
7月	令和2年 5月1日（金）～ 5月29日（金）
8月	令和2年 6月1日（月）～ 6月30日（火）
9月	令和2年 7月1日（水）～ 7月31日（金）
10月	令和2年 8月3日（月）～ 8月31日（月）
11月	令和2年 9月1日（火）～ 9月30日（水）
12月	令和2年 10月1日（木）～ 10月30日（金）
1月	令和2年 11月2日（月）～ 11月30日（月）
2月	令和2年 12月1日（火）～ 12月28日（月）
3月	令和3年 1月4日（月）～ 1月29日（金）

上記利用開始希望月の申請受付期間内に、「ぷりえ保育ステーション事業利用申込書」及び「勤務時間証明書」をぷりえ保育ステーション（ぷりえ志木本町園）へ提出します。

在籍（内定含む）保育施設より保育ステーション利用に関する注意事項を確認し、利用申込書に確認印を受けて下さい。



保育ステーションにて、必要性の高い児童から順に選考を行います。結果は、保育ステーションから直接**承諾・不承諾の通知**を致します。※通知前の電話による結果のお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。



利用枠が確保できた方は、利用月の前月中に送迎保育ステーションにて面接、バスへの試乗をしていただきます。日程については、送迎保育ステーションの職員と直接調整をお願いいたします。



面接、バスへの試乗後、希望月からの利用開始となります。

## 5 定員を超える申請があった場合

定員を超える申込者がいた場合は、書類等を確認し、必要度の高い方から利用決定します。それでも利用者が決定できなかった場合、抽選にて利用決定します。尚、定員に満たない場合でも、利用条件に該当しない場合は利用出来ません。

## 6 変更事項があるとき

送迎保育サービスの利用登録内容に変更がある場合（住所や通勤方法は変わるとき等）、ぷりえ保育ステーションへ「送迎保育利用変更届」をご提出ください。  
なお、送迎保育ステーションの利用対象外になってしまうような変更がある場合には、下記「送迎保育利用中止届」を利用終了月中にご提出ください。

## 7 利用を終了したいとき

送迎保育サービスの利用を終了したい場合、ぷりえ保育ステーションへ「送迎保育利用中止届」を利用終了月中にご提出ください。

## 8 利用可能期間について

原則、毎年度申請書類の提出が必要となりますが、保護者が利用を中止するまでは継続して利用できます。

## 9 在園保育施設等への定期的な通園について

定期的に（原則、週1回）は在園されている保育施設等へ登園するようお願いします。  
詳細は各在籍保育施設の保育ステーション利用に関する注意を含め調整して下さい。